広島県告示第百二十二号

を開始する。 第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用

令和五年二月二十四日までの間、縦覧に供する。 その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、

令和五年二月九日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

県道広島三次線	路線名
まで 安芸高田市甲田町上小原字背戸田四三三六番一地先から から 安芸高田市甲田町上小原字背戸田四五二三番一地先	供用を開始する区間
令和五年二月九日	供用を開始する日